

特記仕様書（建設キャリアアップシステム活用推進モデル工事）

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
- 2 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 3 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・ 下請企業
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・ 技能者
下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・ CCUS登録事業者
下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・ CCUS登録技能者
技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・ 登録事業者率
$$\text{CCUS登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$$
 - ・ 登録技能者率
$$\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$$
 - ・ 就業履歴蓄積率
$$\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$$
 - ・ 平均登録事業者率
4に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・ 平均登録技能者率
4に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・ 平均就業履歴蓄積率
4に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

- 4 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、受発注者の協議により変更することがある。
- 5 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上（建築一式は70%以上）、平均登録技能者率80%以上（建築一式は50%以上）及び平均就業履歴蓄積率50%以上（建築一式は30%以上）（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行う。
- 6 受注者は、CCUS活用にかかる費用（登録、機器設置費用、現場利用費等）を負担するものとする。
- 7 工事完成後は、監督職員が指定したアンケートに協力すること。